

令和7年度

償却資産(固定資産税)の申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。

申告期限 令和7年1月31日(金)

なるべく、令和7年1月22日(水)までに申告していただきますようご協力をお願いします。

- 提出先は、大阪市船場法人市税事務所です。詳しくはP15をご覧ください。
- 事業所等が2以上の区にある場合などは、それぞれの事業所が所在する区ごとに申告書を作成してください。
- 区役所には、償却資産申告書の受付など市税に関するご相談、お問合せの窓口はございませんのでご注意ください。
- 申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合及び封筒に切手が貼られていない場合は控を返送しませんので、ご了承ください。
また、申告期限間際の受付分については、控の返送が遅くなりますので、ご了承ください。
- なお、申告期限が過ぎると、4月初旬の納税通知書の発送に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

償却資産の申告は簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください!

大阪市では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットによる申告を受け付けています。

なお、サービスの利用方法などの詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。またはP9に記載のeLTAXヘルプデスクまでお問合せください。

eLTAX地方税ポータルシステムサイト
<https://www.eltax.lta.go.jp>



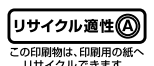
エルタックス 検索

詳しくはP9へ

この手引きの内容は、令和6年10月末現在の法令に基づいて作成しています。

もくじ

- I 償却資産の概要・・・・・・・・・・・・・1
- II 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・4
- III 申告書等の主な記載方法について・・・・・・・・11
- IV 償却資産の評価と課税について・・・・・・・・14



I 償却資産の概要

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合や福利厚生用に供する場合も含まれます。

2 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと次のとおりです。

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示	
1	構 築 物	構 築 物	広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事など
		建物付属設備	受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作など
2	機 械 及 び 装 置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 および 000～099」の車両))、その他各種業務用機械および装置など	
3	船 舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5	車 両 及 び 運 搬 具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9、90～99および900～999」の車両)、各種運搬具など (注1) 道路運送車両法に規定する小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となるため、申告の必要はありません。 (注2) 道路運送車両法上の大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について フォークリフトなどで、次の要件をすべて満たすものは、小型特殊自動車となります。 ① 長さ 4.7m以下 ② 幅 1.7m以下 ③ 高さ 2.8m以下 ④ 最高時速 15km/h以下 ※ 農耕作業用自動車については、最高時速35km/h未満のもの	
6	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、LAN 設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など	

3 業種別償却資産の具体例

() 内の数字は、各資産の耐用年数です。※使用目的等により変更になる場合があります。

業 種	対象となる主な償却資産の例示
共 通	受変電設備 (15)、看板 (10 又は 20)、屋外広告塔 (10 又は 20)、舗装路面 (10 又は 15)、外灯 (10)、テナント内部造作 (10 又は 15)、緑化施設 (20)、庭園 (20)、ネオンサイン (3)、キャビネット (15)、応接セット (8)、コピー機 (5)、タイムレコーダー (5)、テレビ (5)、エアコン (6)、金庫 (20)、机・椅子 (8 又は 15)、パソコン (4)、LAN 設備 (10)、レジスター (5)、外構工事 (フェンス (10)・植栽 (20)) など
飲 食 業	カウンター (5)、室内装飾品 (8 又は 15)、カラオケ機器 (5)、自動販売機 (5)、ステレオ (5)、放送設備 (6)、タオル蒸器 (5)、冷蔵庫 (6)、ガスレンジ (6)、厨房用品 (5)、製麺機 (10)、日よけ (8 又は 15) など
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子 (5)、消毒殺菌機 (5)、タオル蒸器 (5)、洗面設備 (5)、ドライヤー (5)、サインポール (3) など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機 (13)、脱水機 (13)、ドライ機 (13)、スリーブ (13)、プレス (13)、モーター (13)、ミシン (13) など
ホ テ ル ・ 旅 館 業	ベッド (8)、カラオケ機器 (5)、製氷機 (6)、厨房設備 (5)、自動販売機 (5)、電話交換設備 (6) など
医 療 ・ 薬 局 業	陳列ケース (8)、ベッド (8)、薬品戸棚 (8)、エックス線装置 (6)、厨房設備 (5)、心電計 (6)、消毒殺菌用機器 (4)、手術台 (5)、歯科診療用ユニット (7)、光学検査機器 (6 又は 8)、保育器 (3 又は 5 又は 10)、顕微鏡 (8)、冷蔵庫 (6) など
小 売 業	ショーケース (6 又は 8)、陳列ケース (6 又は 8)、冷蔵ストッカー (4)、日よけ (8 又は 15)、店舗用簡易装備 (3)、間仕切り (3)、冷蔵庫 (6)、冷凍庫 (6)、肉切機 (9)、照明設備 (15 又は 30)、電子秤 (5)、自動販売機 (5) など
金 属 製 品 組 立 加 工 業	旋盤 (10)、プレス (10)、ボール盤 (10)、定盤 (10)、フライス盤 (10)、シャーリング (14)、カッター (10)、グラインダー (5)、モーター (10)、コンプレッサー (10)、溶接機 (10)、クレーン (12)、検査工具 (5)、治具 (3)、取付工具 (3) など
不 動 産 賃 貸 業	立体駐車場の機械部分 (15)、外構工事 (フェンス (10)・植栽 (20)) など
娯 楽 業	パチンコ器 (2)、パチンコ器取付台 (島工事) (5 又は 10)、ゲーム機 (3)、両替機 (5)、カラオケ機器 (5)、スクリーン設備 (5)、ボウリング場用設備 (5 又は 10)、ゴルフ練習場用設備 (8 又は 17) など

4 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、取り外しが容易で別の場所に自在に移動することができるもの、屋外に設置された配線または配管、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

5 賃貸ビル等に附加施工された内装、造作、建築設備等について

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント等）が、ご自身の費用により附加施工または譲渡等によって取得された内装、造作、建築設備等で事業の用に供することができる資産については、地方税法および本市市税条例により、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備等を償却資産とみなして課税することとなります。この場合、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、当該附加施工した資産について償却資産（構築物等）として申告していただく必要があります。

〈家屋と償却資産の区分表〉

この表は、主な設備等の例示です。◎に該当する資産は償却資産として申告してください。

設備の種類や取り付け状況等により、家屋と償却資産の区分が困難なものもあると思われますので、詳細については、大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループまでお問い合わせください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管を含む。）		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	L A N設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等		○			◎
	インターホン設備※	集合玄関機等		○			◎
		上記以外の設備		○			◎
監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等		○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備		○		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○		◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎	
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			◎	◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

※ 平成26年1月1日以前に取り付けた親機、子機、集合玄関等は償却資産として取り扱います。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年度償却資産申告書等を提出していただく方は、令和7年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方です。

また、次の（1）～（4）に該当する方々も申告が必要になります。

- （1） 償却資産を他に貸している方
- （2） 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- （3） 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- （4） 償却資産を共有で所有されている方（会社や個人の単体で申告されるのではなく、会社や個人とは別に共有者全員が連名で申告していただくこととなります。）

（お願い）申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが備考欄の該当箇所を○で囲んだうえで（P11参照）、申告書を提出していただきますようお願いいたします。

2 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、次の（1）～（11）のいずれかに該当するものです。

なお、特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして申告してください。（国税とは取扱いが異なります。（P6参照））

また、消費税については、法人税および所得税において、税込経理方式を採用している場合は税込みとなり、税抜経理方式を採用している場合は税抜きとなります。

- （1） 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- （2） 建設仮勘定で経理されている資産
- （3） 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- （4） 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- （5） 償却済み資産（税務会計上、償却済み資産）
- （6） 遊休資産（稼働を休止しているが、利用可能な資産）
- （7） 未稼働資産（既に完成または据付済であるが、未だ稼働していない資産）
- （8） 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。）
- （9） 賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、ご自身の費用で附加施工された内部造作等および譲渡等によって取得された内部造作等で、事業の用に供することができる資産
- （10） 美術品等のうち、取得価額が1点100万円未満であるもの
- （11） 耐用年数が1年以上で、かつ1個（または1組）あたりの取得価額が10万円以上（取得時期により20万円以上）の資産（詳細については、P5【表1】および【表2】を参照してください。）

3 申告の対象とならない資産

次の(1)～(9)に該当する資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 使用可能期間が1年未満または1個（または1組）あたりの取得価額が10万円未満（取得時期により異なる）の償却資産で、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの（詳細については、P5【表1】および【表2】を参照してください。）
- (2) 1個（または1組）あたりの取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの（詳細については、P5【表1】および【表2】を参照してください。）
- (3) 棚卸資産（本来減価償却すべき資産を除く。）
- (4) 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、特許権等）
- (5) 繰延資産（創設費、開業費等）
- (6) 自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等
- (7) 生物（ただし、鑑賞用・興行用のものは申告対象）、立木、果樹
- (8) 美術品等（取得価額が1点100万円未満であるものを除く。）
- (9) 1月2日以降に取得し、翌年1月1日までの間に減少した資産

<償却方法と取得価額による申告一覧>

【表1】 個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
平成11年1月1日以後に取得した資産 （平成11年1月1日までに取得した資産については大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループへお問い合わせください。）	10万円未満	必要経費 ※1※5	申告対象外
	10万円以上	3年一括償却 ※2※5	申告対象外
	20万円未満		減価償却
	20万円以上	減価償却	申告対象

【表2】 法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告	
平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 （平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産については大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループへお問い合わせください。）	10万円未満	損金算入 ※3※5	申告対象外	
		3年一括償却 ※4※5	申告対象外	
		減価償却	申告対象	
	10万円以上	3年一括償却 ※4※5	申告対象外	
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※1 所得税法施行令第138条の適用を受ける償却資産

※2 所得税法施行令第139条の適用を受ける償却資産

※3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※4 法人税法施行令第133条の2の適用を受ける償却資産

※5 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。

（注）租税特別措置法の規定による少額償却資産（取得価額30万円未満）の損金算入は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

4 国税との主な相違点について

地方税と国税では申告の際、次表のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	地方税の取扱い (固定資産税)	国 税 の 取 扱 い (法人税・所得税)
償 却 計 算 の 基 準 日	賦課期日制度（1月1日）	事業年度制度（決算期日）
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ ・固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率（P14参照） ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産：「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産：「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳制度の適用	認められません	認められます
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められません	認められます
評価額（残存価額）の 最 低 限 度 額	取得価額の5%	1円
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。）	原則区分評価
建設仮勘定 簿外資産 償却済資産	事業の用に供していれば課税	減価償却していない（注）
所有権移転外リース取引の資産	所有者（賃貸人）に課税	原則として賃借人が減価償却

注：建設仮勘定でも事業の用に供している場合は、国税でも減価償却が認められています。

○ リース資産について

国税においては、平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについて、原則として、売買に準じた方法によることとされました。

固定資産税（償却資産）においては、従前と同様に資産の所有者である賃貸人（リース会社等）が、当該資産の申告をしていただく必要があります。

ただし、所有権移転を伴うファイナンスリースについては、賃借人が当該資産の申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。



5 申告区分と提出書類

区分	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類(※1・2)
全資産申告	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月2日以降新たに事業を開始された方 全資産申告をお願いした方 電算申告をされる方(P8参照) 大阪市内で区を異動された方 	令和7年1月1日現在所有している全資産	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用)
増加・減少資産申告	令和6年1月2日以降資産の増加・減少の あった方	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加および減少した資産	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用) できるだけ片面印刷をお願いします。
	令和6年1月2日以降資産の増加・減少の なかった方		令和7年度償却資産申告書 備考欄の「令和6年1月2日～令和7年1月1日の固定資産税(償却資産)に該当する資産の増減」の「無」を○で囲んでください。
申告漏れ資産	令和6年1月1日以前に取得した資産で申告漏れ・申告誤り等がある方	申告漏れ等があった資産	上記の提出書類とは別に、 <ul style="list-style-type: none"> 申告漏れ等に係る各年度の償却資産申告書 必要に応じて、種類別明細書(増加資産・全資産用)(減少資産用) できるだけ片面印刷をお願いします。

(※1) 大阪市から申告に関するはがきをお送りしている場合は、申告書に添付のうえ、ご提出ください。

(※2) 償却資産申告書、種類別明細書は大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html>

大阪市 償却資産申告書

検索



6 注意事項等

- 大阪市では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットによる申告を受け付けています。詳細は、表紙またはP9をご覧ください。
- 所有する償却資産が僅少であっても、申告書は必ず提出してください。
- 決算期日以降1月1日までに取得された資産について、申告漏れのないよう注意してください。もし申告漏れ資産が判明した場合は、当該資産を本来申告すべき年度に遡って課税されます。
- 申告の義務がある方が申告をしなかったこと又は虚偽の申告をしたことにより不足税額が発生した場合は、その不足税額に延滞金額を加算して徴収されることがあります。また、正当な理由がなく申告されない場合は、過料を科せられることがあります。

7 電算申告（電算処理による申告）

電算申告（電算処理による申告）をされる方については、毎年、**所有する全ての資産について、評価額等を計算し、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載のうえ、償却資産申告書とあわせて提出していただく必要があります。**

- 申告書等は、資産の所在する区ごとに作成してください。
- 申告の際は必ず所有者コードを記載してください。
- 毎年、全資産について明細書の添付が必要です。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎年度、全ての資産について評価計算を行い申告してください。 ② 用紙の大きさはA4横サイズで作成してください。 ③ その他必要な提出書類については、一般の申告と同様に提出してください。
償却資産申告書	<p>地方税法施行規則第26号様式(全国统一様式)により、「取得価額」、「評価額」、「課税標準額」のすべてを記載(出力)してください。(注：必ず所有者コード(台帳番号)を記載(出力)してください。(P11参照))また、大阪市から申告に関するはがきや申告書をお送りしている場合は、はがき等を添付のうえ、ご提出ください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ul style="list-style-type: none"> ① 種類別明細書は、全ての資産について必ず提出することとし、少なくとも地方税法施行規則第26号様式別表1の項目のすべて(「資産の種類」から「課税標準額」まで)を記載(出力)してください。(レイアウトの変更、出力項目の追加は可)なお、前年中に増減資産がある場合は、増減がわかる明細書の提出をお願いします。 ② 種類別明細書の作成要領 種類別明細書については、次の内容にご注意のうえ作成してください。 <ul style="list-style-type: none"> ア 毎年1月1日(賦課期日)現在で記載(出力)してください。 イ 出力項目は地方税法施行規則第26号様式別表1の記載事項のすべてであり、資産の種類ごとに区分して集計し、非課税資産がある場合は課税資産と区分して集計してください。 ウ 減価率については、国税と異なりますのでご注意ください。(P6・P14参照) エ 特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして計上してください。(国税とは取扱いが異なります。) オ 増加償却等による控除額の加算または評価額の補正を行うものについては、別途計算書を添付してください。 カ 簿外分の課税対象資産については、別途計算書を添付してください。 キ 課税標準の特例が適用される償却資産については、「課税標準特例該当資産明細合計表」(P9参照)を添付してください。 ク 改良費については、別途一資産として区分して計上してください。 ③ 評価方法については「IV 償却資産の評価と課税について」(P14)を参照してください。



8 電子申告（インターネット上からの申告）について

固定資産税(償却資産)の申告は、簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください。

メリット

- 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告書の提出ができます。
- 複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- 申告書等作成時に、取得価額等の計算をサポートする機能があります。
- 無料のeLTAX対応ソフト(PCdesk)が提供されています。

eLTAXの利用に関するお問い合わせ先

○ eLTAXホームページにアクセスし、「お問い合わせフォーム」にお問い合わせ内容を入力の上、送信してください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

○ 電話でのお問い合わせ（ヘルプデスク）：0570-081459
上記でつながらない場合：03-5521-0019

※受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く。）



エルタックス

検索

9 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。当該資産をお持ちの方は、「課税標準特例該当資産明細合計表」および特例に該当することを証する書類の提出が必要です。

課税標準特例該当資産明細合計表は大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html>



大阪市 償却資産申告書

検索

課税標準の特例が適用される償却資産の例

特例対象資産	対象者	適用期間	特例率	適用条項（地方税法）		添付書類
内航船舶	—	—	1/2	第349条の3	第5項	・船舶原簿・船籍票および登録票の写し・検査証書・航海日誌等
先端設備等の新規取得 ※1 ※2	中小企業者等	3年度分	1/2	附則第15条	第44項	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画の写し ・本市経済戦略局より認定を受けた先端設備等導入計画の認定書の写し ・認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する確認書の写し ・認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・（リース会社が申告する場合は、上記添付書類と併せて「固定資産税軽減計算書」および「リース契約書」の写しが必要となります。）
		最大5年度分 ※2	1/3			※2（賃上げ方針表明あり）の場合、上記に加えて、 ・先端設備等導入計画に賃上げ方針の記載 ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
企業主導型保育事業 ※3	—	5年度分	1/3		旧第32項	・企業主導型保育事業（運営費）の助成決定通知書

(※1) 先端設備等導入計画等の詳細については、本市経済戦略局産業振興部企業支援課へお問い合わせください。(TEL: 06-6264-9938)

(※2) 賃上げ方針を計画内に位置付けて、従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準の特例率を3分の1とします。

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに取得したもの：5年度分

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに取得したもの：4年度分

(※3) 当該施設について最初に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する固定資産(償却資産)が、対象となります。

また、特例の適用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については、大阪市船場法人市税事務所固定資産税(償却資産)グループへお問い合わせください。

10 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条の規定に該当する資産には、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方または使用用途等に異動の生じた方は、本市市税条例の規定により「非課税適用(取消)申告書」および非課税に該当することを証する書類の提出が必要です。非課税適用(取消)申告書は大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006245.html>

大阪市 非課税申告書

検索



非課税の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

非課税対象資産	根拠規定（地方税法）		添付資料
	条	項号	
・保護施設の用に供する固定資産	地方税法第三四八条	第2項 第10号	定款、法人登記簿謄本、認可証 又は指定書の写し等
・小規模保育事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の2	(施設例)
・児童福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の3	救護施設 授産施設
・認定こども園の用に供する固定資産		第2項 第10号の4	小規模保育 保育所
・老人福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の5	児童養護施設 児童発達支援センター
・障害者支援施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の6	認定こども園 養護老人ホーム
・社会福祉事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の7	特別養護老人ホーム 福祉ホーム
・更生保護事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の8	身体障害者福祉センター 老人デイサービス
・包括的支援事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の9	生計困難者のために、無料又は低 額な料金で診療を行う事業
・事業所内保育事業（利用定員が6名以上） の用に供する固定資産		第2項 第10号の10	放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業等

※適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産のすべてが非課税となるわけではありません。

11 実地調査等のご協力をお願い

地方税法の規定に基づき、市税事務所職員が償却資産の評価等のためにお問い合わせさせていただくことや、実地調査にお伺いすることがありますので、その際にご協力をよろしく申し上げます。

また、地方税法の規定に基づき、法人税または所得税に関する書類について、該当する税務署で閲覧等を行うことがあります。

なお、実地調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

Ⅲ 申告書等の主な記載方法について

1 償却資産申告書

- ◎ 資産の所在する区ごとに作成してください。
- ◎ この申告書は感圧式の2枚複写（1枚目提出用、2枚目控用）となっています。
- ◎ 申告書は大阪市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html>



大阪市 償却資産申告書 検索

資産の所在する区名を必ず記載してください。

所有者コード(台帳番号)を、次のいずれかを参照し、記載してください。
 申告に関するはがき→表面の網掛け部分に印刷されているコード
 納税通知書→2枚目「固定資産税(償却資産)課税資産の明細」の区コードおよび台帳番号

連絡のつきやすい時間帯に○を付けてください。

申告書は資産の所在する区ごとに作成してください。

令和 7 年 1 月 17 日 (あて先) 大阪市長 (北 区分)	令和 7 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	※所有者コード 51 123-456789-06
1 住所 おおさかしまたくなかのしま 大阪市北区中之島1-3-20 (電話 06-6208-7768)	3 個人番号又は法人番号 1234567890123	8 短縮耐用年数の承認 有・無
2 氏名 なかのしま かつしがいの 中之島フーズ 株式会社 取締役社長 大阪 太郎 (屋号 OO食堂)	4 事業種目 飲食業 5 事業開始年月 昭和 43 年 10 月	9 増加償却の届出 有・無 10 非課税該当資産 有・無
6 この申告に 応答する者 の氏名及び氏名 計理課 大阪 花子 (電話 06-6208-7769)	7 税理士等 の氏名 濱速 次郎 (電話 06-6208-7767)	11 課税標準の特例 有・無 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 13 税務会計上の償却方法 (定率法) 定額法 14 青色申告 有・無
資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計(イ)+(ロ)+(ハ)(ニ)	15 市(区)町村内 ① 北区中之島1-3-20 ② 北区扇町2-1-27 ③
1 構築物 25,967,150 980,000 12,096,000 37,083,150		16 借用資産 貸主の名称等 株式会社 OOリース
2 機械及び装置 803,441,500 0 800,000 804,241,500		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
3 船 0 0 0 0		18 備考(添付書類等) 決算期(4 月・ 月)
4 航空機 0 0 0 0		①固定資産税(償却資産)に該当する資産 (有) 無
5 車両及び運搬具 7,270,000 0 0 7,270,000		②令和6年1月2日～令和7年1月1日の固定資産税(償却資産)に該当する資産の増減 (有) 無
6 工具、器具及び備品 62,835,200 3,888,000 3,495,000 62,442,200		書類送付先 大阪市OO区△△×-××-××
7 合計 899,513,850 4,868,000 16,391,000 911,036,850		
資産の種類	評価額(ホ) ※決定価格(ヘ) ※課税標準額(ト)	
1 構築物		
2 機械及び装置		
3 船		
4 航空機		
5 車両及び運搬具		
6 工具、器具及び備品		
7 合計		

該当する方を○で囲んでください。※

「資産の所在する区名」と同一区内すべての事業所等資産の所在地を記載してください。

評価額：電算申告される方(P8参照)のみ、記載してください。

この欄には記入しないでください。

控	前年度申告区分	当年度申告区分	申告内容	入力区分	台帳仮更新	台帳本更新	義務者削除	宛名変更	過年度資産	引換票	番号確認	番号入力											
有()・切手無・無	一般	電算	新規	一般	電算	0申	0成	増減なし	ハ()	オ()	/	/	/	/	無・有(/)	無・有	コピー済	納管	両方	通	促	不要	

令和7年1月1日時点での、償却資産に該当する資産の所有状況を記載してください。
 償却資産に該当する資産をお持ちでない方は「18 備考」の①の「無」を○で囲んでください。
 また、次の事項に該当する場合は、記載してください。

- ・共有で資産をお持ちの方は、共有者の住所・氏名・持ち分
- ・廃業・休業・移転等の年月日
- ・課税標準の特例、非課税、各種承認・届出等がある方は、添付した書類名称
- ・書類の送付先変更のある方は、変更後送付先住所
- ・前年度の取得価額(計)と前年前に取得したもの(イ)の価額が相違する場合は、相違している資産・原因

※ 「10 非課税該当資産」の「有」を○で囲んだ場合で、非課税該当資産を新たに取得された方または使用用途等に異動の生じた方は、償却資産非課税適用(取消)申告書を添付してください。
 また、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。
 「11 課税標準の特例」の「有」を○で囲んだ場合は、課税標準特例該当資産明細合計表および特例に該当することを証する書類の提出が必要です。

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

- ◎ 資産の所在する区ごとに作成してください。
- ◎ この明細書は感圧式の2枚複写（1枚目提出用、2枚目控用）となっています。
- ◎ 明細書は大阪市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html>



大阪市 償却資産申告書

検索

- ・申告年度の「7」を記載してください。
- ・資産の所在する区名を記載してください。

取得年月：和暦で記載してください。
 年号欄の「5」は令和を表しています。取得年が平成の場合は、
 2本線で抹消のうえ、年号欄を「4」に訂正してください。

所有者コード：申告書と同じ
 コードを記載してください。

取得価額：当該資産の取得価額を記載してください。（取得価額は運賃・手数料・据付費等を含みます。）
 法人税法または所得税法による圧縮記帳を行った資産については、これを行わなかったものとした取得価額を記載してください。
 消費税については、法人税および所得税において税込経理方式を採用していれば税込みとなり、税抜経理方式を採用していれば税抜きとなります。

資産の所在する区ごとに作成してください。

令和 7 年度（北 区分）

※所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚目	
51	123-456789-06	中之島フーズ株式会社										1枚目			
申告書番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		増加事由		
				年号	年	月					率	コード			
01	1	広告塔（金属造）	1	5	6	5	4,821,000	20	0.0			①②③④			
02	1	給排水工事	1	5	6	5	1,200,000	15	0.0			①②③④			
03	1	内装工事	1	5	6	5	6,075,000	18	0.0			①②③④			
04	2	食器洗浄機	1	4	27	10	800,000	16	0.0			①②③④ 令和6年6月 京橋店より			
05	6	乾熱滅菌器	2	5	6	5	250,000	5	0.0			①②③④			
06	6	POSレジシステム	1	5	6	5	2,300,000	5	0.0			①②③④			
07	6	温冷ケース	1	5	6	4	470,000	6	0.0			①②③④			
08	6	冷凍ケース	1	5	6	5	210,000	6	0.0			①②③④			
09	6	業務用レンジ	1	5	6	5	90,000	6	0.0			①②③④			
10	6	パソコン	1	5	6	5	175,000	4	0.0			①②③④			
17				5					0.0						
18				5					0.0						
19				5					0.0						
20				5					0.0						
小計			11				16,391,000								

注意：「増加事由」…1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他 のいずれかに○印を付けてください。
 「年号」…3 昭和 4 平成 5 令和 を表しています。「5」以外の場合は「5」を2本線で抹消のうえ訂正してください。

資産の名称、規格等と数量
 を記載してください。

耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数を記載してください。
 ただし、法人税法または所得税法の規定により、国税局長の承認を受けて、耐用年数の短縮を行っている場合は、その耐用年数を記載してください。
 また、中古資産を取得した場合で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1・2
 項の規定による耐用年数（見積耐用年数）によるものは、その耐用年数を記載してください。

資産の種類：各資産に対応するコードを記載してください。
 構築物：1、機械及び装置：2、船舶：3
 航空機：4、車両及び運搬具：5、工具、器具及び備品：6

増加事由：用紙下方の
 注意書きを参考に該当
 する番号を○で囲んで
 ください。

異動について、特記
 することがあれば記
 載してください。

この明細書の総頁
 数とそのうち何枚
 目であるかを記載
 してください。

3 種類別明細書（減少資産用）

- ◎ 資産の所在する区ごとに作成してください。
- ◎ この明細書は感圧式の2枚複写（1枚目提出用、2枚目控用）となっています。
- ◎ 明細書は大阪市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html>



大阪市 償却資産申告書 検索

- ・申告年度の「7」を記載してください。
- ・資産の所在する区名を記載してください。
- 数量：減少した資産の数量を、単位を付けずに記載してください。
- 当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号を○で囲んでください。
- 所有者コード：申告書と同じコードを記載してください。
- 申告年度：すでに申告された年度を記載してください。
- この明細書の総頁数とそのうち何枚目であることを記載してください。

資産の所在する区ごとに作成してください。

令和 7 年度（ 北 区分）

種類別明細書（減少資産用）

※		所有者コード		※		所有者名		1		枚の5/5	
51		123-456789-0-6				中之島フーズ株式会社		1		枚目	

資産の種類 行番号	資産番号 (抹消コード)			資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要			
	年号	年度	頁・行			年号	年	月				1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	1 全部 2 一部					
01	1	4	21	013	05	1	4	20	4	980,000	10	21	1	②	3	4	①	2	令和6年3月 除却
02	6	4	24	002	09	1	4	23	8	65,000	6	24	1	②	3	4	1	②	令和6年3月 2台のうち1台除却
03	6	4	26	003	05	1	4	25	9	240,000	4	26	1	②	③	4	1	②	令和6年3月 5台のうち1台をまんば店へ移転
04	6	4	30	006	10	1	4	29	4	120,000	6	30	①	2	3	4	①	2	令和6年6月 OO(株)へ売却
05	6	4	02	022	08	1	3	63	12	963,000	5	2	1	②	3	4	①	2	令和6年3月 除却
06	6	4	24	005	15	1	4	23	8	2,500,000	5	24	1	②	3	4	①	2	令和6年3月 除却
07																			
08																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			

6 / 4,868,000

- 資産の種類：各資産に対応するコードを記載してください。
 構築物：1、機械及び装置：2、船舶：3
 航空機：4、車両及び運搬具：5、工具、器具及び備品：6
- 減少した資産の取得年月、取得価額および耐用年数を記載してください。
 注1：「取得年月」欄の年号については対応するコード(数字)を記載してください。
 令和：5、平成：4、昭和：3、大正：2、明治：1
 注2：「取得価額」は、減少した分の取得価額ですので、減少後の残存価額ではありません。

Ⅳ 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の評価

資産1個（または1組）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。国税の減価償却計算とは異なる部分がありますので、ご注意ください。

ア 前年中に取得したもの（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）
 $\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$

イ 前年前に取得したもの（令和6年1月1日以前）
 $\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) = \text{評価額}$
 以降、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

（例）ベッド1個あたりの評価額

取得価額 1,000,000円

取得時期 令和6年4月

耐用年数 8年 → 減価率=0.250（下記の減価残存率表参照）

・今年度 = $1,000,000 \text{円} \times (1 - 0.250 \times 1/2) = 875,000 \text{円}$

・翌年度 = $875,000 \text{円} \times (1 - 0.250) = 656,250 \text{円}$

・翌々年度 = $656,250 \text{円} \times (1 - 0.250) = 492,187 \text{円}$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度50,000円（取得価額の5%）からは減価しません。

※ 固定資産税（償却資産）における減価率については、次表のとおりです。

＜耐用年数に応ずる減価率（固定資産評価基準別表第15）および減価残存率表（抜粋）＞

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912	65	0.035	0.982	0.965

2 課税標準額および税額

資産が所在する区ごとに、前記1により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額（100円未満切捨て）を計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

3 免税点

課税標準額が同一区内で150万円（免税点）未満である場合は、固定資産税は課税されません。免税点未満の場合は、納税通知書は送付いたしません。

4 納付方法

4月上旬に市税事務所から送付する納税通知書（納付書）により、通常4回（4月、7月、12月、翌年2月）に分割して納付していただくことになります。

市税の納付には、安全・確実・便利な口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

口座振替・自動払込をご希望の場合は、各金融機関備付の「大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書」を預貯金口座のある**大阪市公金収納取扱金融機関**へご提出ください。

※申込書(ゆうちょ銀行および郵便局を除く)は、大阪市ホームページからダウンロードいただけます。

※Web、市税事務所窓口でのお申込みもご利用いただけます。ただし、対応金融機関が限られています。

また、法人口座での利用はできません。詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市税 口座振替



なお、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付も可能です。

(詳しくは、地方税お支払サイトをご確認ください。)

※納付方法は変更または追加になる場合があります。

最新の情報は大阪市ホームページをご確認ください。

市税の納付についてのお問い合わせ先

大阪市税 納付方法



大阪市船場法人市税事務所収納管理グループ(06-4705-2931)

5 納税管理人

市内に住所等を有しないため、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人を新たに定める場合、または納税管理人に異動が生じた場合は「固定資産税・都市計画税納税管理人申告(承認申請)書」または「納税管理人異動申告(承認申請)書」を提出してください。

大阪市 納税管理人異動申告書



6 よくある質問

償却資産について、よくお問い合わせいただく質問と、その回答(Q&A)を大阪市ホームページに掲載しております。お問い合わせの前にご参照ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000385226.html>

大阪市 償却資産 よくある質問



7 償却資産申告書等提出先

名称	住所	電話番号
大阪市船場法人市税事務所 【固定資産税(償却資産)グループ】	〒541-8551 大阪府中央区船場中央 1-4-3-203 船場センタービル3号館2階北側	06-4705-2941
開庁時間	アクセス方法	
午前9時から午後5時30分 (土曜、日曜、祝日、年末年始などの閉庁日を除く。)	Osaka Metro 堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 4番・5番出口 (日本橋・天下茶屋方面ホーム内中北改札口)を出て、 船場センタービル3号館2階までお越しください。 詳細は https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006614.html	

大阪市 船場法人市税事務所



※区役所には、償却資産申告書の受付など市税に関するご相談、お問い合わせの窓口はございませんのでご注意ください。

なお、税証明書の発行、納付書の再発行は区役所税証明書発行窓口においても行っています。